

## 生活文化局に寄せられた都民の声と対応事例（平成28年11月分）

### <広報広聴> 「広報東京都」の配架先について

近所の公民館は利用者が多いが、「広報東京都」が置かれていない。需要があると思うので置いてほしい。

【対応】 このたびは「広報東京都」の配架先について情報提供をいただき、ありがとうございました。公民館を管轄する自治体に状況を確認したところ、ご相談のあった公民館は配架先に指定されていませんでした。早速、自治体と調整のうえ、直近の12月号から配架先として追加しました。

引き続き、多くの都民の方に「広報東京都」をご覧いただけるよう、配架先の拡大に努めてまいります。公共施設での新たな配架先の希望がございましたら生活文化局広報広聴部広報課までご連絡ください。

### <広報広聴> 「広報東京都」の個別配送について

「広報東京都」を他所へ取りに行きたくない。個別に配送してほしい。

【対応】 ご希望に沿えず申し訳ありませんが、広報東京都は、個別の配送を行っていません。毎月、新聞折り込みでお届けするほか、都の施設、区市町村の窓口・出張所・区民センター、公立図書館、公立文化施設、郵便局、金融機関、都営地下鉄・JR・私鉄線の駅、公衆浴場、生活協同組合の店舗、医療機関、警察署、保健所、4年制大学などに置いています。

その他、広報東京都の内容を都庁公式ホームページで提供しています。また、電子チラシ配信サービス『Shufoo!（シュフー）』や自治体広報紙配信スマートフォン用アプリ『マチイロ』にも掲載していますので、ぜひご利用ください。

<消費生活> 動画サイトの閲覧に対する高額請求について

動画サイトを閲覧していたところ、予期せず高額な料金請求画面となった。画面には自分のIPアドレスが表示されており、個人情報知られてしまったのではないかと、動画サイトの運営事業者などから料金請求の連絡等が来ないかと心配だ。今後どのように対応すればよいか。

【対応】 本件は架空請求サイトからの料金請求の可能性が高いので、無視してください。

たとえば、画面上にIPアドレスが表示されていても、個人情報が知られるわけではなく、利用者自らがサイトの運営事業者と連絡をしなければ個人情報を知られることはありませんので、事業者には絶対に連絡しないでください。万一、料金請求等の連絡があった場合には直ぐに対応せず、最寄りの消費生活センターなどにご相談ください。

<消費生活> 架空請求メールについて

架空請求のメールが届いたので通報したいが、どのように通報すればよいか。

【対応】 都のWEBサイト「東京くらしWEB」内の「架空請求対策」のページから通報することができます。ページの案内に従ってメールを転送してください。

(参考) <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/taisaku/report.html>

<消費生活> アダルト動画サイトからのSMSについて

携帯電話に「アダルト動画サイト閲覧履歴のお知らせ」というショートメールが届いた。ショートメール本文の最後に「このメールの送信元に心当たりのない方はご注意ください」という注意書きがあり、その下に「OK」というボタンがあるが、まったく身に覚えがないので、このボタンを押して良いのか。

【対応】 本件は架空請求メールである可能性が高く、メール本文の最後の「OK」ボタンは、架空請求の手口の一つである可能性が高いので、携帯電話会社からの注意喚起であることが確実ではない場合は、何もせず、当該メールについては無視してください。万一、料金請求等の連絡があった場合には直ぐに対応せず、最寄りの消費生活センターなどにご相談ください。

<消費生活> 水薬容器の安全対策などについて

小児による医薬品の誤飲が問題になっているが、調剤薬局でも対応が必要なので水薬容器の安全対策の取組みや事故の件数などを知りたい。

【対応】 都のWEBサイト「東京くらしWEB」内に、東京都商品等安全対策協議会「子供用水薬を中心とした医薬品容器の安全対策」の情報が掲載されておりますので参考にしてください。

(参考) <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h22/>

<消費生活> 商品の誤飲の注意表示について

小さな磁石を使用した商品を販売するにあたって、誤飲注意のマークの使用登録先と注意書きを教えてください。

【対応】 誤飲注意のマークを使用登録する決まりはないが、小さな磁石を使用した商品は、誤飲する危険性があるなど、子供にとって危ない商品であると思われるので、注意表示をしっかりと行って頂きたい。なお、商品販売にあたっては、類似の商品を扱っている日本玩具協会などに確認してください。

<消費生活> アルコール検知器の検定について

警察が飲酒運転の取り締まりで使用しているアルコール検知器は、計量法に基づく検定を受けているのでしょうか。アルコール検知器は、道路交通法の違反の判定に使われ、その結果は人を拘束するもの。検知器の検定を法律で定める必要はないのでしょうか。

【対応】 計量法では、取引や証明に使用される、はかり、体温計、血圧計、燃料油メーター及びタクシメーターなど18種類の計量器を「特定計量器」と定めていますが、ご質問のアルコール検知器は、特定計量器に定められていません。

なお、法律に関するご意見等については、総務省の行政相談窓口をご案内しました。

<私学> 朝鮮学校に対する補助金について

都は朝鮮学校に対して補助金を出しているのか。今後も補助金を出さないでほしい。

【対応】 私立外国人学校運営費補助については、平成22年度以降、朝鮮学校へは支出していません。

<文化> 東北六魂祭パレードの実施に伴う交通規制への対応について

11月20日の東北六魂祭パレードで、帰宅中に足止めされ、さらに現場の係員から誤った迂回路を案内されたため、大回りさせられた。また、別の係員からは規制エリア外にも係わらず、大声で呼び止められ、手を出して制止されるなど、大変怖い思いをした。パレードの会場となった新虎通りの交通規制に関する事前の告知は何もなかった。主催者である都はどのように考えているのか。また、来年度以降も実施する場合は、どのような対策を取るのか。

【対応】 この度は、地域にお住まいの方にご迷惑をお掛けしたこと、主催者としてお詫びいたします。

「東北六魂祭パレード」は、東京新虎まつりのメインイベントとして、新虎通りを会場に、東北6市を代表する祭りを一堂に集め、東京で初めて開催しました。本来であれば、近隣にお住まいの方々に対しては、パレードの実施状況に応じて、適宜通行頂けるようご案内すべきでした。仮に、通行が難しい場合でも、適切な迂回路をご案内すべきでした。また、交通規制等の事前周知については、規制エリア内は漏れなく実施しておりましたが、規制エリアに隣接するエリアに対しては、一部のみの周知に留まっておりました。

今後、同様の催しを実施する際には、現場の係員に対して、適切な案内を行うよう重ねて徹底するとともに、周辺の駅や主要施設等からご自宅までの動線に規制が掛かる可能性が高いエリアに対しても事前周知を行うなど、再発防止に努めてまいります。